

関係各位

南島原市長
(公印省略)

猛暑日を考慮した工期設定について

建設業における働き方改革の一環として、夏季における猛暑日を考慮した工期設定を下記のとおり行うこととしましたので通知します。なお、猛暑日を考慮した工期設定について（令和 6 年 7 月 23 日付け 6 南管財第 140 号）は、本通知日以降に廃止します。

記

1. 用語の定義

- 猛暑日日数

8時～17時に暑さ指数（WBGT 値）が 31℃以上または気温が 35℃以上となる時間を足し合わせた日数。

（8 時～17 時に WBGT 値 31℃以上または気温 35℃となる時間の合計÷8）

※土日祝日及びお盆（8/13～15）は除く。

- 暑さ指数（WBGT 値（湿球黒球温度））

熱中症を予防することを目的として人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指数であり、①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標。

2. 実施方法

(1) 起工設計書

①夏季の現場作業が想定される工事について、標準工期等から算出した工期とは別に口之津観測地点による直近 5 ヶ年平均の猛暑日日数を足し合わせた日数を契約工期として発注する。

（余裕期間等により夏季の現場作業となるか判別できない場合も計上する。）

②特記仕様書または現場説明書 第 2 章「施工条件明示」において、①で見込んでいる猛暑日日数を明示するものとする。

(2) 変更設計書【受注者より猛暑日日数の乖離について申し出があった場合】

①発注者が当初見込んでいた猛暑日日数と実績に著しく乖離が生じ、かつ猛暑日により現場作業を休止せざるを得なかった場合には、猛暑日日数の乖離状況及び現場の休止状況が分かる資料を添付の上、工期延長の協議・請求ができるものとする。

②猛暑日日数の乖離に伴う工期延長については、現場環境を把握可能な受注者からの発議により実施するものとし、受注者からの発議が無い場合は、猛暑日日数に関する変更は行わない。

また、当初見込んでいた猛暑日日数の実績に満たない場合でも工期の短縮等を行わない。

③猛暑日日数の実績は、熱中症予防の観点から現場の WBGT 値を実測により把握することを基本とするが、環境省が公表している観測地点の WBGT 値または気象庁が公表している観測所の気温を基に算出しても良いものとする。

(8 時～17 時に WBGT 値 31℃以上または気温 35℃以上となる時間の合計÷8)

※土日祝日及びお盆 (8/13～15) は除く。

④現場で WBGT 値を実測する場合は、ISO 7243 (JIS Z 8504) または JIS B 7922 に適合した黒球付き WBGT 測定器により計測するものとする。

⑤当初見込んでいた猛暑日日数と実績に乖離が認められ、かつ猛暑日に現場作業を休止していることが確認できた場合は、実績との乖離日数分について工期を延長できるものとする。

⑥ ⑤の工期延長に伴う増加費用について受注者から請求があった場合は、受発注者間の協議において請負代金額の変更を行うものとする。

(3) 対象工事

南島原市が発注する建設工事を対象とする。

※工場製作工のみの工事は対象外とする。

(4) 適用

本通知日以降に起工する工事に適用するものとする。

なお、本通知日以前に起工済みの工事についても受注者から申し出があった場合は、猛暑日により現場作業を休止した日数分を工期延長可能とし、実績の把握方法や運用等については、本通知の (2) ②～⑥によるものとする。